

令和4年度茨城県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金 Q & A

No.	質問	回答
1	この事業で、「感染者」の定義はどのようなものか。	P C R検査や抗原検査の結果、陽性と判断された者となります。
2	この事業で、「濃厚接触者」の定義はどのようなものか。	濃厚接触者の定義については、茨城県のホームページでご確認ください。 https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/idwr/influ_taisaku/noukousessyokusyaannai.html
3	「感染が疑われる者」が発生した場合も本事業の対象となるのか。	基本的に、「感染が疑われる者」だけでは本事業の対象とはなりません。ただし、交付要項第4条(1)④（自費検査）については、対象となり得る場合があります。
4	いつからいつまでのかかり増し経費が補助の対象となるのか。	令和4年4月1日以降にかかった経費で、申請日までに支払いを完了しているものが対象となります。従って、全ての支払いが完了してから、申請書及び実績報告書をご提出ください。
5	感染者や濃厚接触者が発生する前に購入した衛生用品等の経費についても対象となるのか。	感染者・濃厚接触者が発生した時点からのかかり増し経費が対象となります。
6	県交付要項第4条(1)②に「濃厚接触者に対応した」とあるが、ここでいう「濃厚接触者」とは利用者のみを指し、職員や利用者家族等は含まれないのか。また、「対応した」とは、サービス提供を指すのか。	いずれもお見込みのとおりです。
7	対象経費の「(割増)賃金・手当」について、「手当」は具体的にどのようなものを想定しているのか。感染者や濃厚接触者へのサービス提供を行った従事者への危険手当を含むと解してよいのか。	新型コロナへの対応により追加で要した経費であると判断できる場合は、危険手当も含めることができます。
8	通所系・訪問系等の事業所が新型コロナウイルス発生により休業した場合、職員に対する休業手当を、対象経費の「割増賃金・手当」に含めることはできるか。	休業手当については、かかり増し経費と判断し難いため、補助対象外となります。
9	通所系サービスで、自主的に通所を休業又は縮小して、電話の安否確認をした場合のかかり増し経費は対象となるのか。	電話での安否確認については、障害福祉サービス等の報酬の対象となりますので、居宅を訪問しない場合は、かかり増し経費の対象とはなりません。なお、証拠書類として、訪問記録等の提出をお願いします。
10	感染の有無は不明だが、高熱が続いている利用者や県外を歩き来した家族があり、感染を否定できない利用者などにサービスを提供する場合のかかり増し経費については、対象外となるのか。	交付要項第4条(1)④（自費検査）については対象となり得る場合がありますが、それ以外は対象外です。

11	かかり増し経費の終了時点は何をもって終了と判断するのか。	<p>かかり増し経費における終了の考え方は次のとおりです。</p> <p>①保健所等から、事業所における一連の感染が収束したとみなされた時点</p> <p>②事業所において感染者がゼロになり、通常業務に戻った時点</p> <p>③自主的に休業した事業所が再開した時点 など</p>
12	かかり増し経費について、他の補助金で補助を受ける費用についても本事業の対象となるのか。	他の補助金で補助を受ける費用については、対象外です。そのため、本事業で申請する費用を他の補助金でも申請することがないようにご注意ください。
13	併設する事業所について、どちらでも使用する物品の経費を申請する場合、それぞれの事業所の基準単価内で按分して申請してよいか。	お見込みのとおり、使用する物品の経費を適切に按分して申請してください。
14	応援職員の派遣等により発生した割増賃金や手当を応援を受ける側が負担することとなった場合、サービス継続支援事業の『割増賃金・手当』に含めることはできるか。	応援職員の派遣等に要する経費については、派遣元が負担し、協力支援事業で申請するようにしてください。
15	同一法人内の別の事業所が応援した場合でも補助対象となるのか。	同一法人内の事業所が応援した場合でも、それにより発生したかかり増し経費については対象となります。（※応援した場合でも、元々雇用されている職員の基本給については、かかり増し経費とはいえませんので、対象外となります）
16	介護サービスでも同様の補助事業があるようだが、障害福祉サービスと介護サービスをどちらも行っている事業所の場合、どちらに申請すればよいか。	介護と障害を一体的に実施している場合、主に対応を要した側で申請願います。双方に申請することも可能ですが、同じ経費に対して二重の補助はできませんので、かかった経費を按分するなどしてください。また、共生型の指定を受けて実施している場合は、原則、本体事業所を所管している側を優先して申請してください。
17	同一事業所・施設が複数回申請することはできるか。	複数回の申請は可能です。ただし、継続支援事業及び協力支援事業については、1事業所・施設あたりの補助額の上限までとなります。例えば、生活介護の補助基準額は継続支援事業の補助基準額は631千円ですが、既に本事業において400千円の補助を受けている場合は、2回目の申請において231千円までであれば、補助を受けることができます。
18	申請書類に法人代表者の押印は必要か。	押印不要です。
19	多機能型事業所や、複数サービスを実施している事業所の基準単価はどのようになるのか。	多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて、基準単価まで助成することができます。
20	保健所等から休業要請を受けていないが、感染拡大防止の観点から自主的に休業した場合、補助金を受けることはできるか。	自主的に休業しただけでは対象になりませんが、通所系事業所等は自主的に休業する期間に代替として利用者の居宅への訪問によるサービスを提供した場合は対象になります。

21	<p>感染の疑いのある者が発生して、PCR検査まで時間がかかり、感染者と断定されるまで一定の期間があった。疑いがある時点で、消毒の実施や割増賃金の支払などを行った場合は、対象となるのか。あくまで、感染者と断定されて以降の経費が対象となるのか。</p>	<p>感染者と断定されたのであれば、感染の疑いがあると認識しそれを踏まえた対応を行っている時点から、一連のかかり増し経費として差し支えありません。</p>
22	<p>感染防止対策として新たに設置したパーティション、空気清浄機等の備品は対象となるか。</p>	<p>補助対象外となります。 感染者等への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品が補助対象となるため、アクリル板、パーティション、サーキュレーター、空気清浄機等の備品は補助対象外となります。</p>
23	<p>対象経費の「割増賃金・手当」について、「手当」は具体的にどのようなものを想定しているか。 感染者や濃厚接触者へのサービス提供を行った従事者への危険手当を含むと解してよいのか。</p>	<p>危険手当等の名称に関わらず、感染者・濃厚接触者等への対応が無ければ発生しなかった各種手当を対象として差し支えありません。手当の内容、対象者、金額については事業所で定めることとなりますが、今後もコロナ対応が発生した際に、事業所が負担することのできる、社会通念上妥当と判断される範囲としてください。</p>
24	<p>職員が不足した事業所に、応援職員を派遣した派遣元の事業所において、派遣期間の終了後、応援職員が派遣元に復帰するに際して、念のため一定期間自宅待機してから復帰することとしたが自宅待機中の給与保証を行うための費用は対象になるか。</p>	<p>応援職員が派遣元にて従前から雇用している職員であった場合は、障害福祉サービス報酬にて人件費が措置されていると考えられるため対象外となりますが、その職員が自宅待機する間に別の職員が超過勤務を行う場合の超過勤務手当、新たに職員を雇用した場合の人件費などはかかり増し経費として対象になります。</p>
25	<p>通所系事業所において利用者又は職員が濃厚接触者となりPCR検査を受けたが陰性であった。 保健所から休業要請を受けてはいないが、感染拡大防止の観点から通所を一時的に自主休業し、濃厚接触者ではない職員（従前から雇用している職員の訪問によるサービスを行うことにしたが、この場合、訪問職員の給与は対象となるか。</p>	<p>訪問する職員が従前から雇用している職員であった場合は、障害福祉サービス報酬にて人件費が措置されていると考えられるため、給与は対象外となりますが、超過勤務を行う場合の超過勤務手当はかかり増し経費として対象になります。また、訪問職員を新たに雇用した場合の人件費、別法人から訪問職員の派遣を受けた場合の人件費、訪問サービスを行うため必要となる物品費なども、かかり増し経費として対象になります。</p>
26	<p>職員で陽性者が出たことによる人員不足で生じる、他の職員の割増賃金について、事業所の消毒や感染者対応以外の、通常の業務の場合も対象となるか。</p>	<p>補助対象になります。 ただし、基本給については新型コロナウイルス発生の有無に関わらず生じる経費のため、割増賃金のみ対象となることにご留意ください。</p>

27	代替サービス提供期間におけるスマートフォンのリース費用は、補助対象となるか。	対象となりません。
28	代替サービス提供期間におけるタブレットの購入費用は対象となるか。	対象となりません。 (対象となるのは代替サービス提供期間におけるリース費用のみです)
29	感染症患者が発生した事業所等が既に支出した経費（衛生用品購入費、割増賃金・手当等）についても、補助対象となるのか。	対象経費の起算日は、感染者が発生した日以後の日となります。 (発生前の経費は対象となりません。)
30	代替サービスとは何か。	<p>障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合 ・サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合に利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とできるものです。 <p>なお、代替サービスの提供にあたり、事業所から市町村へ休業する旨の報告は事前に行われていることが望ましいですが、緊急やむを得ない場合には事後的に行われることを妨げるものではありません。</p> <p>※「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）」（令和2年5月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等参照</p>
31	事業所ごとに申請するのか。	運営法人でまとめて申請してください。